平成２３年（フ）第１２６号
三重県鈴鹿市阿古曽町19番11号　フジエンタープライズビル213号室、前住所三重県津市片田長谷町201番地１
破産者　木田　　実
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１０６号
京都市上京区西堀川通元誓願寺上る竪門前町414番地　西陣406号
破産者　亡Ｔ21企画こと　中村武史相続財産
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
広島県福山市沖野上町３丁目９番５―205号
破産者　有限会社美国屋
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３４８号
広島県福山市神辺町大字川南1739番地１
破産者　有限会社ｄｉｚｓｉｇｎ
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１００号
長崎県西海市西彼町上岳郷1291番地４
破産者　株式会社丸真建設
１　決定年月日　平成23年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
秋田市大町５丁目４番20号　第一ＮＫビル３階
破産者　株式会社パイシス
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０号
横浜市緑区三保町1863番地
破産者　太陽建設株式会社
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８４号
神奈川県高座郡寒川町倉見567番地２ディアコート101号
破産者　有限会社実多商会
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６２号
神奈川県伊勢原市上谷758番地
破産者　株式会社エフ・アンド・ビー
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７２号
新潟県長岡市川崎４丁目2446番地
破産者　有限会社サンエイ住設
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
岐阜市加納本町９丁目12番地
破産者　松本　幸也
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３０号
愛知県みよし市三好町半野木１番地97
破産者　株式会社ライフトータルサービス
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
島根県出雲市大社町杵築西1955番地１
破産者　松井　　進
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２０５号
愛媛県松山市枝松４丁目４番10号
破産者　株式会社伊予建築サービス
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３２７号
福岡県久留米市国分町758番地２
破産者　有限会社朝日新聞南久留米販売
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４３９号
福岡県久留米市荒木町白口2264番地の13
破産者　株式会社ウエル・ネット
１　決定年月日　平成23年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２０７５号
堺市北区南花田町83番地１　太平パシフィック南花田502号
破産者　藤　　泰之
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
大阪府河内長野市大矢船中町２番１号
破産者　焼肉このみ、このみ土建こと　中島　成憲
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
大阪府松原市高見の里１丁目12番３号
破産者　松永　照子
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１２号
堺市北区百舌鳥赤畑町３丁116番地３　三国ヶ丘ハイツ101号
破産者　橋本　　学
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６０号
堺市堺区大浜中町３丁13番27―608号
破産者　加藤　　正
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係